

ヨルク・パウル・ミュラー 『スイス基本権原論』(一九)

Jörg Paul Müller: Elemente einer schweizerischen
Grundrechtstheorie. Bern, 1982.

小林 武

目 次

- 第一章 国家および法の秩序における基本権の機能
- Ⅰ. 個人と国家の間の緊張の場における基本権
1. 人類学的根拠づけ
 2. 法の前提であり創造物であるものとしての基本権
 3. 中心的な基本権にかんする諸問題
 4. 政治の手段であり目的であるものとしての基本権
 5. 客観的原則であり主観的権利であるものとしての基本権

6. 基本権の私人間的側面について

II. 基本権理論のための推論

1. 基本権の防御的 (defensiv) 理解と構成的 (konstitutiv) 理解

2. 右二つの理解の位置付けと境界

3. 「制度的」(institutionell) 基本権理解の概念について

III. 国家の構成的要素としての基本権——民主的法秩序の必須物

1. 国家の構成的要素

2. 基本権の再構成

3. 権利実現の過程における基本権の機能

4. 少数者の保護

5. スイスにおける基本権の、その他の特殊な機能

第二章 基本権の実現

I. 基本権を具体化する必要性

II. 基本権の部分的內容

1. 基本権の、直接的請求の根拠となる內容

2. プログラムの層 (programmatische Schicht)

3. 単純な法適用の際の基本権の側面防護的 (flankierend) 作用

III. 様々な基本権內容の国家机关への配分

1. 課題——適切な機関の決定

2. 立法者

3. 執政 (Regierung) と行政 (Verwaltung)

4. 判例

付説: 権限ある国家机关の決定にかんする事例としてのスイス基本権判例の歴史

IV. 基本権にもとづく給付請求権——社会的な基本権

(以上、本誌一七三号)

(以上、本誌一七二号)

(以上、本誌一七二号)

1. 問題

2. 連邦裁判所の判例

3. 連邦裁判所判例の分析

4. 司法審査適合性〔判定〕の決定的基準

V. 合憲解釈

1. 原則

2. 連邦裁判所の憲法裁判権における意義

3. 憲法に適合する裁量権行使

VI. 基本権の第三者効力

1. 問題

2. 第三者効力説の論拠

3. 基本権の第三者効力の原則的承認

4. 私法における基本権の適用状況

第三章 基本権の妥当領域について

I. 妥当領域の決定

1. 方法論的注記

2. 人的妥当領域の確定——各論

II. 基本権制約の問題との関連

第四章 基本権の制約

I. 法律上の根拠

1. 法律と基本権の間の同一化傾向 (Konvergenz) と衝突

2. 基本権制約のための前提としての法律

3. 基本権保障のための法律の機能への期待

(以上、本誌一七四号)

(以上、本誌一七五号)

(以上、本誌一七六号)

(以上、本誌一七七号)

(以上、本誌一七八、一七九号)

II. 公共の利益と比例原則

1. 基本問題 II 利益衡量 (以上、本誌一八〇号)
2. 利益衡量の方法 (以上、本誌一八一号)
3. 公共の利益の決定 (以上、本誌一八二号)
4. 比例原則

III. 核心的内容

1. 核心的内容の保障の機能 (以上、本誌一八三号)
2. 核心的内容の確定
3. 核心的内容の保障という開かれた問題

第五章 基本権の競合

I. 序論

II. 競合問題解決の不可避性

1. 基本権の多様な機能
 2. 基本権の多様な制約可能性
 3. 時効の適用を受けずかつ不可譲の基本権
- III. 課題 II 紛争の中に具体的に存在している諸利益の分析と評価
1. 具体的な紛争局面の関連性 (Relevanz)
 2. すべての関連ある基本権内容への顧慮

IV. とくに連邦憲法第四条の・他の基本権との関係について (以上、本誌一八四号)

第六章 人権の国際法的保障とその連邦憲法上の基本権との関係

I. 国際法における人権

1. 国際的次元での人権の法典化 (Kodifikation)
 2. 国際法的人権保障の固有性
- II. スイスにおける国際法的人権保障の妥当性

1. 判決にかんして

2. 立法にかんして

3. 外交政策において

Ⅲ. 連邦憲法の基本権と欧州人権保護条約 (ENHRK) の間の関係

1. 欧州人権保護条約の憲法水準

2. 欧州人権保護条約の保障と連邦憲法の基本権との一致？

3. 連邦連邦と欧州人権保護条約が同時に援用された場合に連邦裁判所の執るべき措置

(以上、本誌一八五号)

(以上、本誌一八六号)

付 録

事項索引

翻訳者が付加した資料

1. [解説] スイス連邦憲法の歴史と特質

(以上、本誌一八七号)

2. 全面改正されたスイス連邦憲法 (一)

(以上、本誌本号)

2 全面改正されたスイス連邦憲法 (一)

一九九九年四月一八日のスイス誓約者同盟の連邦憲法 (二〇〇〇年四月一日発効)

(Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999)

前文

全能の神の名において！

スイス国民と邦は、被造物に対する責任において

自由および民主主義と、世界に対する連帯と公開の中での独立および平和とを強化するために連邦をつねに革新する努力において、

統一の中の多様性を相互に顧慮し、またそれに留意しつつ生きることの意味において、

将来世代に対する共同の成果と責任との自覚において、

自己の自由を〔眠らせることなく〕行使する人だけが自由であること、および、国民の強さは弱者の福祉を尺度として評価されることを確信しつつ、以下の憲法を制定する。

第一編 総 則

第一条 (スイス連邦)

スイス国民と次の諸邦、すなわち、チューリッヒ、ベルン、ルツェルン、ウーリ、シュヴィーツ、オブヴァルデンならびにニートヴァルデン、グラールス、ツーク、フライブルク〔フリプール〕、ゾロトウルン、バーゼルシユタツトならびにバーゼルランツシャフト、シャフハウゼン、アッペンツェル・アウサーローデンならびにアッペンツェル・インナーローデン、ザンクト・ガレン、グラウビュンデン、アールガウ、トゥールガウ、テッシン〔テイチーノ〕、ヴァート〔ヴォー〕、ヴァリス〔ヴァレー〕、ノイエンブルク〔ヌシャテル〕、ゲンフ〔ジュネーブ〕およびユラ〔ジュラ〕とは、スイス連邦 (Schweizerische Eidgenossenschaft) を形成する。

第二条 (目的)

- ① スイス連邦は、国民の自由と権利を保護し、国の独立と安全を保障する。
- ② スイス連邦は、国の、公共の福祉、永続的な発展、内的結合および文化的多様性を促進する。
- ③ スイス連邦は、女性市民および男性市民に、最大限の機会の平等を提供すべく配慮する。
- ④ スイス連邦は、自然的生存基盤の持続的な保存と、平和で正義にかなった国際秩序とのために尽力する。

第三条 (邦)

邦 (Kanton) は、その主権が連邦憲法によって制限されない限りで主権を有する。邦は、連邦 (Bund) に委ねられないすべての権利を行使する。

第四条 (国語)

国語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語およびレイトロマンス語である。

第五条 (法治国家的処務 (Handeln) の諸原則)

- ① 国家の処務の基準および限界をなすものは、法 (Recht) である。
- ② 国家の処務は、公共の利益にもとづき、かつ、比例原則に即したものでなければならない。
- ③ 国家机关および私人は、信義誠実の原則にもとづいて活動する。
- ④ 連邦および邦は、国際法を遵守する。

第六条 (自己責任と社会的責任)

何人も、自己に責任を負い、また、国家と社会における課題の成就のために、その力に応じて寄与しなければならない。

第二編 基本権、市民権および社会目的

第一章 基本権

第七条 (人間の尊厳)

人間の尊厳は、顧慮され、かつ、保障されなければならない。

第八条 (法的平等)

- ① 人はすべて、法律の前に平等である。

② 何人も、とりわけ、出生、人権、性別、年齢、言語、社会的地位、生活様式、宗教的・世界観的もしくは政治的信条を理由とし、または、身体的・知的もしくは精神医学上の障害を理由として、差別されてはならない。

③ 男女は、同権である。法律は、両性の法律上および事実上の平等につき、とくに家族、教育および労働の分野において、これに配慮しなければならぬ。男女は、同一価値の労働について同一の賃金を請求することができる。

④ 障害による不利益を除去するための措置は、法律でこれを定める。

第九条（恣意からの保護と信義誠実原則の保障）

何人も、国家機関により、恣意を含まず、かつ信義誠実の原則にもとづいた処遇を受けることを請求することができる。

第二〇条（生命および人格的自由への権利）

① 何人も、生命への権利を有する。死刑は、これを禁止する。

② 何人も、人格的自由、とくに身体的および知的に傷つけられないこと、ならびに、活動の自由への権利を有する。

③ 拷問その他残虐で非人道的なまたは品位を傷つける処遇もしくは刑罰は、これを禁止する。

第二一条（子どもと青年の保護）

① 子どもおよび青年は、とくに、自己を傷つけられないことを請求（Anspruch）し、また、その成長を促進することを請求することができる。

② 子どもおよび青年は、その判断能力の範囲内で、その権利を行使する。

第二二条（窮乏状況における救助を求める権利）

困窮しており、また自活できる状況にない人は、扶助と介助を請求し、また、人間の尊厳に値する生存のために不可欠な資金を請求することができる。

第三條 (私的領域の保護)

① 何人も、その私生活および家族生活、その住居ならびにその信書、郵便および電信の交換が尊重されることを請求することができる。

② 何人も、その個人的データが濫用から保護されるよう請求することができる。

第四條 (婚姻および家族への権利)

婚姻および家族への権利は、これを保障する。

第五條 (信仰および良心の自由)

① 信仰および良心の自由は、これを保障する。

② 何人も、自己の宗教および世界観的信条を自由に選択し、また、独りでまたは他と共同してそれを告白する権利を有する。

③ 何人も、宗教団体に加入または所属する権利、および、宗教教育を受ける権利を有する。

④ 何人も、宗教団体に加入もしくは所属し、宗教的行為をおこなない、または、宗教教育を受けることを強制されない。

第六條 (意見および情報の自由)

① 意見および情報の自由は、これを保障する。

② 何人も、その意見を、自由に形成し、妨げられることなく表明し、かつ、流布する権利を有する。

③ 何人も、情報を自由に受領し、一般に接近しうる情報源からそれを入力し、かつ、それを流布する権利を有する。

第七條 (情報媒体 [Medium] の自由)

① 出版、ラジオおよびテレビジョンの自由ならびに催し (Darbietung) および情報を公的に電信技術により流布する他の形態の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これを禁止する。

③ 編集の秘密は、これを保障する。

第一八条（言語の自由）

言語の自由は、これを保障する。

第一九条（初等学校教育への請求権）

充分かつ無償の初等学校教育を請求する権利は、これを保障する。

第二〇条（科学の自由）

科学の教育および研究の自由は、これを保障する。

第二一条（技艺の自由）

技艺の自由は、これを保障する。

第二二条（集会の自由）

① 集会の自由は、これを保障する。

② 何人も、集会を組織し、集会に参加し、または、集会に関係をもたない権利を有する。

第二三条（結社の自由）

① 結社の自由は、これを保障する。

② 何人も、結社を形成し、結社に加入し、または所属し、また、結社の活動に関与する権利を有する。

③ 何人も、結社に加入し、または所属することを強制されない。

第二四条（居住の自由）

① スイス人女性およびスイス人男性は、国のいずれの場所にも居住する権利を有する。

② スイス人女性およびスイス人男性は、スイスから出国し、または、スイスに入国する権利を有する。

第二五条（退去、引渡しおよび送還からの保護）

① スイス人女性およびスイス人男性は、スイスから退去させられることはない。また、外国官庁に引き渡されるのは、本人の同意がある場合に限られる。

② 難民は、迫害を受ける国に送還され、または引き渡されない。

③ 何人も、拷問その他残虐で非人道的な処遇もしくは刑罰を受けるおそれがある国に送還されない。

第二六条（財産権保障）

① 財産権は、これを保障する。

② 公用徴収および公用徴収に相当する財産権制限をおこなう際には、完全な補償がなされなければならない。

第二七条（経済的自由）

① 経済的自由は、これを保障する。

② 経済的自由は、とくに、職業の選択および私経済的営業活動への自由な参入ならびにその自由な履行を含む。

第二八条（団結の自由）

① 女性被傭者および男性被傭者、女性雇傭者および男性雇傭者、ならびに、それらの組織は、その利益を擁護するために集合し、統一体を形成し、および、それに加入し、またはそれと関係をもたない権利を有する。

② 争議は、可能な限り交渉と斡旋によりこれを收拾しなければならない。

③ ストライキおよびロックアウトは、それが労働関係とかかわりがあり、かつ、労働平和を擁護し、または調停の交渉に導くいかなる義務をも妨げない限りで、許容される。

④ ストライキが禁止される人の範囲については、法律によりこれを定めることができる。

第二九条（一般的手続保障）

- ① 何人も、裁判所および行政の審級において、平等かつ正義にかなった処遇と妥当な期間内の裁定とを請求することができる。
- ② 当事者は、法律上の聴聞を請求することができる。
- ③ 「訴訟の提起・追行のための」必要な資力に欠ける人は誰でも、その申立てが勝ち目のないとみられるものでない限り、無償の裁判を請求することができる。右の状態にある人は、自己の権利の擁護にとって不可欠である場合には、さらに、無償の弁護人を付することを請求することができる。

〔二〇〇〇年三月一二日の国民投票により挿入された。〕

第二九条の二（裁判手続の保障）

何人も、法的争訟に際して、裁判官庁による裁定を求める権利を有する。連邦および邦は、法律により、裁判官による裁定を、例外的に排除することができる。

第三〇条（裁判手続）

- ① 自己の事件を裁判手続で裁定されなければならない人は誰でも、法律によって設置され、権限を有し、独立した、かつ、当事者から中立の裁判所〔による裁判〕を請求することができる。特別裁判所は、これを禁止する。
- ② 民事訴訟の被告となった人は、その事件を住所地の裁判所で裁定されることを請求することができる。その他の裁判籍については、法律でこれを定めることができる。
- ③ 裁判所の審理および判決の言渡しは、公開される。その例外については、法律でこれを定める。

第三条 (自由の剥奪)

- ① 人の自由は、法律自身によつて定められている場合にのみ、かつ、法律において規定されている方法によつてのみ、これを剥奪することが許される。
- ② 自由を剥奪された人はすべて、遅滞なくかつ理解可能な言語で、自由剥奪の理由および剥奪された人の〔行使しうる〕権利について教示されることを請求することができる。自由を剥奪された人には、その権利を現実に行使する可能性が保障されなければならない。自由を剥奪された人は、とくに、最も身近な親族にその旨を告げる権利を有する。
- ③ 未決勾留中の人はすべて、遅滞なく、女性裁判官または男性裁判官の審理を受けることを請求することができる。女性裁判官または男性裁判官は、同人をさらに勾留し続けるべきか、釈放すべきかを決定する。未決勾留中の人はすべて、妥当な期間内に判決が出されるよう請求することができる。
- ④ 裁判所以外の官庁により自由を剥奪された人はすべて、何時でも、裁判所に訴えを提起する権利を有する。その裁判所は、自由剥奪の法適合性について、可及的速やかに判決する。

第二条 (刑事手続)

- ① 何人も、法的効力のある判決を受けるまでは、無罪とみなされる。
- ② 被告人はすべて、自己に対して提起された起訴について、可及的速やかにかつ包括的に審理がなされるよう請求することができる。被告人には、同人の有する防禦権を行使する可能性が確保されなければならない。
- ③ 判決を受けた人はすべて、上級の裁判所に対してその判決を再審理するよう求める権利を有する。ただし、連邦裁判所が唯一の審級として判決した事案については、この限りではない。

第三条 (請願権)

- ① 何人も、官庁に宛て請願をおこなう権利を有する。請願した人には、いかなる損害も加えられない。

② 官庁は、請願について、「それを受理したことを」報知しなければならない。

第三四条（政治的権利）

① 政治的権利は、これを保障する。

② 政治的権利の保障は、自由な意思形成および歪められることのない投票の擁護を含む。

第三五条（基本権の実現）

① 基本権は、あらゆる法秩序の中で、これを妥当させなければならない。

② 国家的任務（Aufgabe）の担当者は、基本権に拘束され、その実現に寄与する義務を負う。

③ 官庁は、基本権が、それに適している限りで、私人間でも効力をもつよう配慮する。

第三六条（基本権の制限）

① 基本権の制限は、法律上の根拠を必要とする。重大な制限は、法律自身の中に、これを規定しなければならない。ただし、深刻で、直接の、かつ、他に転じることのできない危険がある場合には、この限りではない。

② 基本権の制限は、公益または第三者の基本権の保護（に資すること）で正当化されるものでなければならない。

③ 基本権の制限は、比例原則に即したものでなければならない。

④ 基本権の核心的内容は、不可侵である。

第二章 市民権および政治的権利

第三七条（市民権）

① 自治体（Gemeinde）の市民権および邦の市民権を有する人が、スイス女性市民またはスイス男性市民である。

② 何人も、その市民権を理由に優遇され、または不利に遇されることはない。ただし、邦立法が、市民自治体 (Bürgergemeinde) および団体における政治的権利にかんする規定、ならびに、その財産の分与にかんする規定を別に設けている場合には、この限りでない。

第三八条 (市民権の取得および喪失)

① 連邦は、血統、婚姻および養子縁組による市民権の取得および喪失について定める。連邦は、さらに、その他の原因にもとづくスイス人市民権の喪失および再帰化について定める。

② 連邦は、邦のする外国人女性および外国人男性の帰化 (の手続) について最小限規定を設け、帰化の許可を与える。

③ 連邦は、無国籍の子どもについて、その帰化の条件を緩和する。

第三九条 (政治的権利の行使)

① 連邦は、全スイスの (eidgenössisch) 事務にかんする政治的権利の行使について、また、邦は、邦および自治体の (kommunal) 事務にかんするそれについて、各々規定を設ける。

② 政治的権利は、住所地でこれを行使する。連邦および邦は、例外を定めることができる。

③ 何人も、その政治的権利を二つ以上の邦で行使することはできない。

④ 邦は、新規移住者が、定住後最長三か月の待機期間ののちはじめて、邦および自治体の事務にかんして投票権を行使することが認められる旨を定めることができる。

第四〇条 (外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性)

① 連邦は、外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性について、これら人々の間の関係およびこれら人々とスイスとの関係を促進する。連邦は、右の目的の達成をはかる組織を支持する。

② 連邦は、外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性の権利および義務について、とくに、連邦における政

治的権利の行使、軍事役務または代替役務を遂行する義務の履行、支援および社会保険にかんして規則を設ける。

第三章 社会目的

第四一条（条文見出し——なし）

- ① 連邦および邦は、自己責任と個人の主導を補完して、左の事項に尽力する。
 - a. 誰もが、社会保障にあずかるようにすること。
 - b. 誰もが、その健康のために不可欠な保護を受けるようにすること。
 - c. 成人と子どもから成る共同体としての家族が、保護されかつ促進されるようにすること。
 - d. 自己の生計を営むための資力を、適切な条件の下での労働により得ることができるようにすること。
 - e. 自己およびその家族が負担可能な条件の下で適切な住宅の貸家を見付けることができるようにすること。
 - f. 子どもおよび青年ならびに結婚可能な年齢の人が、その能力を形成し、伸展させ、また、さらに発展させることができるようにすること。
 - g. 子どもおよび青年が、自立的で社会的責任を負担できる人に成長するために助成され、また、社会的、文化的小よび政治的統合を果たすために支担されるようにすること。
- ② 連邦および邦は、すべての人が、老齢、障害、疾病、災害、失業、母性、孤児および寡婦（夫）であることから惹き起こされる経済的結果から保護されるよう尽力する。
- ③ 連邦および邦は、憲法上の権限と使用可能な手法とを用いることのできる範囲内で、社会目的の達成のために努力する。

- ④ 社会目的を根拠にして国家の給付を直接に請求する権利を導き出すことは、一切できない。

第三編 連邦、邦および自治体

第一章 連邦と邦の関係

第一節 連邦および邦の任務

第四二条 (連邦の任務)

- ① 連邦は、連邦憲法により割り当てられた任務を遂行する。
② 連邦は、統一的規律が許容される任務を引き受ける。

第四三条 (邦の任務)

邦は、邦がいかなる任務をその権限の範囲内にあるものとして遂行するかを決定する。

第二節 連邦と邦の協働

第四四条 (原則)

- ① 連邦および邦は、各々の任務の遂行にあたって相互に支援し、かつ協働する。
② 連邦および邦は、相互に配慮し、かつ援助する責任を負う。連邦および邦は、相互に職務上および法律上の救援を

おこなう。

③ 邦相互間または邦と連邦との間の争議については、可及的に交渉および調停によりこれを收拾する。

第四五条（連邦の意思形成の際の協力）

① 邦は、連邦の意思形成、とくに立法の際に、連邦憲法に準拠して協力する。

② 連邦は、その企画にかんして、邦に対して、適時かつ充分に、情報を提供する。連邦は、邦の利益にかかわりがある場合には、邦の見解を求める。

第四六条（連邦法の実施〔Unsetzung〕）

① 邦は、憲法および法律に準拠して、連邦法を実施する。

② 連邦は、邦に、可及的に大きな形成の自由を残し、また、邦の特質を酌量する。

③ 連邦は、連邦法の実施と結び付いた財政上の負担について、連邦が邦に十分な財源を残し、また、適切な財政的均衡に配慮することで、これを酌量する。

第四七条（邦の独自性〔Eigenständigkeit〕）

連邦は、邦の独自性を保障する。

第四八条（邦間の協約〔Vertrag〕）

① 邦は、相互間の協約を締結し、また、共同の組織および制度を創設することができる。邦は、とくに、領域的利益を担う任務の遂行のために諸邦が連合して配慮することができる。

② 連邦は、その権限の範囲内で、関与することができる。

③ 邦間の協約は、連邦の権利および利益ならびに他の邦の権利に反するものであつてはならない。協約は、連邦に通知しなければならぬ。

第四九条（連邦法の優越および遵守）

- ① 連邦法は、それに対立する邦法に優越する。
- ② 連邦は、邦が連邦法を遵守することを監督する。

第三節 自治体

第五〇条

- ① 自治体自治（Gemeindeautonomie）は、邦法を規準にして保障される。
- ② 連邦は、処務をおこなうに際して、自治体に生じうる影響を顧慮する。
- ③ 連邦は、前項の処務に際して、都市および過密状況ならびに山岳地域に配慮する。

第四節 連邦保障

第五一条（邦の憲法）

- ① 邦はすべて、民主的な憲法をもつ。それは、邦民の同意を必要とするものであつて、有権者の多数が要求したとき
には改正されなければならない。

- ② 邦憲法は、連邦による保障を必要とする。連邦は、邦憲法が連邦法に反していない場合に、これを保障する。

第五二条（憲法に適合する秩序）

- ① 連邦は、邦の憲法適合的秩序を保護する。

② 連邦は、一の邦の秩序が攪乱され、または脅威を受けた場合、および、当該邦が自力でまたは他の邦の助力によつてはその秩序を確保することができない場合に、干渉する。

第五三条（邦の存立および領域）

① 連邦は、邦の存立および領域を擁護する。

② 邦の存立の変更は、関係住民、関係邦ならびに国民および全邦（Staete）の同意を必要とする。

③ 邦の領域変更については、関係住民および関係邦の同意、ならびに、連邦決議の形式による連邦議会の許可を必要とする。

④ 境界線紛争の解決については、関係邦は、協約によつてこれをおこなうことができる。

第二章 権限

第一節 対外関係

第五四条（外務）

① 外務は、連邦の管轄事項である。

② 連邦は、スイスの独立の保持のために、また、スイスの福利のために、尽力する。連邦は、とりわけ、世界における窮状および貧困の援助のために、人権の尊重のために、また、民主主義の促進のために、諸国民の平和的共存のために、および、自然的生活基盤の維持のために、寄与する。

③ 連邦は、邦の権限を尊重し、その利益を保障する。

第五五条 (対外政策の決定への邦の協力)

- ① 邦は、自己の権限または本質的利益にかかわる対外政策の決定の準備に協力する。
- ② 連邦は、邦に対し、適時かつ充分に情報を提供し、邦の見解を聴く。
- ③ 邦の見解は、邦がその権限を侵害されている場合、格別に重視される。この場合には、邦は、適切な方法で国際的処務に協力する。

第五六条 (邦と外国との関係)

- ① 邦は、その権限領域において、外国と条約を締結することができる。
- ② 条約は、連邦の権利および利益ならびに他の邦の権利に反したものでないことを要する。邦は、条約を締結する前に、連邦に通知しなければならない。
- ③ 邦は、下級の外国官庁と直接交渉をもつことができる。その他の場合は、邦のする外国との交渉は、連邦の媒介をとおしてこれをおこなう。

第二節 安全保障、国土防衛、民間防衛

第五七条 (安全保障)

- ① 連邦および邦は、各々の権限の範囲内で、国の安全保障および住民の保護に配慮する。
- ② 連邦および邦は、国内の安全保障の領域における各々の努力を共同しておこなう。

第五八条 (軍)

- ① スイスは、軍をもつ。軍は、基本的に、民兵の原則 (Milizprinzip) に基づいてこれを組織する。

② 軍は、戦争の防止に資し、平和の維持を担う。また、軍は、国とその住民を防護する。軍は、国内の安全保障に対する重大な脅威を防止し、また、その他の非常事態を克服するにあたって、民生部門の官庁を支援する。その他の任務は、法律によりこれを定める。

③ 軍の出動は、連邦の管轄事項である。邦は、民生部門の官庁による手立てをもってしては邦内の安全保障に対する重大な脅威を防止するには不十分である場合、自己の領域における公共の秩序を保持するために、自己の軍団を投入することができる。

第五九条（軍事役務および代替役務）

① スイス人男性はすべて、軍事役務を遂行する義務を負う。市民的代替役務については、法律でこれを定める。

② スイス人女性については、軍事役務は自由意思に委ねる。

③ 軍事役務、代替役務のいずれも遂行しないスイス人男性は、公課を負担する。この公課は、連邦がこれを課し、邦がこれを査定し、徴収する。

④ 連邦は、「役務が」生計に与える損失に対する適切な補償にかんして規則を定める。

⑤ 軍事役務または代替役務を遂行し、その際に健康上の損害をこうむり、または、その生命を失った人は、当人またはその親族に対して連邦が適切な扶助をするよう請求することができる。

第六〇条（軍の組織、訓練および装備）

① 軍事立法ならびに軍の組織、訓練および装備は、連邦の管轄事項である。

② 邦は、連邦法の範囲内で、邦の軍団（の組織・訓練）について、この軍団の将校の任命および昇進について、ならびに、被服および装備の一部の調達について権限を有する。

③ 連邦は、適切な補償の下に、邦の軍事組織を連邦のものとすることができる。

第六一条 (民間防衛)

- ① 武力紛争の影響から人および財産を民生的手段で防護すること (Ziviler Schutz [民間防衛]) にかんして法律を制定することは、連邦の管轄事項である。
- ② 連邦は、大災害の際の、また、非常事態における民間防衛の出勤にかんする規則を定める。
- ③ 連邦は、防衛役務を、男性については、義務であると宣言することができる。女性については、この役務は自由意思に委ねる。
- ④ 連邦は、「役務が」、生計に与える損失に対する適切な補償にかんして規則を定める。
- ⑤ 「民間」防衛役務の遂行の際に健康上の損害をこうむり、または、その生命を失った人は、当人またはその親族に対して連邦が適切な扶助をするよう請求することができる。

第三節 教育、研究および文化

第六二条 (学校制度)

- ① 学校制度は、邦の権限である。
- ② 邦は、すべての子どもに開かれた十分な初等学校教育について配慮する。初等学校教育は、義務制であり、国家による指導または監督の下に置かれる。学期は、八月半ばと九月半ばの間にこれを開始する。

第六三条 (職業教育および大学 [Hochschule])

- ① 連邦は、職業教育にかんして規則を定める。
- ② 連邦は、工科大学を運営する。連邦は、右以外の大学およびその他の高等教育機関を設立し、運営し、または助成

することができる。この助成については、連邦は、対等関係が確保されることを前提にして、これをおこなうことができる。

第六四条（研究）

- ① 連邦は、科学研究を振興する。
- ② この振興については、連邦は、とくに対等関係が確保されることを前提にして、これをおこなうことができる。
- ③ 連邦は、研究所を設立し、引き受け、または運営することができる。

第六五条（統計）

- ① 連邦は、スイスにおける人口、経済、社会、空間および環境の状況および展開にかんする不可欠な統計上のデータをとる。
- ② 連邦は、官庁の記録の調和および指導にかんして、調査の出費をできる限り小さくするために規則を定めることができる。

第六六条（教育助成）

- ① 連邦は、邦が、奨学金およびその他の教育扶助のために経済的援助の貢献をすることを認めることができる。
- ② 前項に加えて、連邦は、邦の措置を補充しつつ、かつ、邦の学校高権を擁護しつつ、教育の奨励のための連邦特有の措置を講じることができる。

第六七条（青少年および成人教育）

- ① 連邦および邦は、各々の任務を遂行する際に、子どもおよび青年への特別の奨励と保護の必要とを考慮に入れる。
- ② 連邦は、邦の措置を補充して、子どもおよび青年についての学校外の活動ならびに成人教育を支援することができる。

第六八条 (スポーツ)

- ① 連邦は、スポーツ、とりわけ「スポーツのための」教育を奨励する。
- ② 連邦はスポーツ学校を運営する。
- ③ 連邦は、青年スポーツにかんして規則を定め、また、学校でのスポーツ教育を義務的であると宣言することができる。

第六九条 (文化)

- ① 文化の分野にかんしては、邦が権限を有する。
- ② 連邦は、全スイスの利益にかなう文化分野での努力を支援し、また、美術および音楽を、とくに教育の領域において奨励する。
- ③ 連邦は、その任務の遂行に際して、国の文化的・言語的多様性を顧慮する。

第七〇条 (言語)

- ① 連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語およびイタリア語である。レートルマン語を用いる人々の交流の場では、レートルマン語も、連邦の公用語である。
- ② 邦は、自邦の公用語を定める。言語共同体の協調を保護するために、邦は、領域の伝統的な言語的構成に留意し、また、古くからの言語的少数派に顧慮する。
- ③ 連邦および邦は、言語共同体間の理解および交換を奨励する。
- ④ 連邦は、その特有の任務を遂行するにあたって、多言語邦を支援する。
- ⑤ 連邦は、レートルマン語およびイタリア語の維持および促進のためにするグラウビュンデンおよびテッシン〔ティチーノ〕両邦の措置を支援する。

第七一条（映画）

① 連邦は、スイスの映画製作および映画文化を奨励することができる。

② 連邦は、映画供給の多様性および質を向上させるための規則を定めることができる。

第七二条（教会と国家）

① 教会と国家との関係を規律することは、邦の権限である。

② 連邦および邦は、異なった宗教的共同体の構成単位の間の開かれた平和を擁護するために、各々の権限の範囲内で、措置を講じることができる。

③ 司教区は、連邦の認可があつた場合にのみ、これを設定することができる。

（未完）